

改正

平成28年12月20日条例第47号
平成29年3月28日条例第2号
平成30年3月28日条例第3号
平成30年9月19日条例第33号
令和元年7月18日条例第2号
令和元年9月20日条例第16号
令和2年10月5日条例第32号

延岡市個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に規定する個人番号の利用及び番号法第19条第10号に規定する特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、この条例で定めるもののほか番号法で使用する用語の例による。

(独自利用)

第3条 別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合は、その者を含む。）は、番号法第9条第2項の規定により、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合は、その者を含む。）は、番号法第9条第2項の規定により、同表の中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、保有する特定個人情報ファイルに記録又は記載された同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。

(団体内他機関提供)

第4条 番号法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合は、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合は、その者を含む。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときに限りすることができる。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月19日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の10の項及び15の項の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年7月18日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の28の項及び別表第3の2の項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年10月5日条例第32号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

執行機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	延岡市子ども医療費助成に関する条例（昭和49年条例第47号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成20年条例第29号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）に準じて行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2によるがん検診の実施に伴う自己負担額の認定に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	延岡市営住宅条例（平成9年条例第28号）による単独住宅（同条例第2条第3号に規定する「単独住宅」をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	延岡市ニュータウン北方住宅条例（平成18年条例第14号）によるニュータウン北方住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	延岡市若者定住促進住宅条例（平成18年条例第15号）による若者定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

5 市長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 削除		
7 市長	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	予防接種法による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

		(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
12 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
18の2 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
20の2 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	母子保健法による健康診査に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害

	実施に関する事務であって規則で定めるもの	者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
28 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
30 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
31 削除		
32 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項、第4項、同法第90条の2第1項から第3項、第5項及び第6項の国民年金保険料免除に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
33 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害

		者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
34 市長	延岡市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、国民健康保険加入情報、高額療養費支給情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
35 市長	延岡市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、国民健康保険加入情報、生活保護関係情報、高額療養費支給情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
36 市長	予防接種法に準じて行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
37 市長	健康増進法第19条の2によるがん検診の実施に伴う自己負担額の認定に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
38 市長	延岡市営住宅条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
39 市長	延岡市ニュータウン北方住宅条例によるニュータウン北方住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
40 市長	延岡市若者定住促進住宅条例による若者定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表第3

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給	市長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自

	付の支給又は地域子ども・子育て 支援事業の実施に関する事務で あつて規則で定めるもの	立支援給付関係情報であつて規 則で定めるもの	
			生活保護関係情報、児童扶養手当 関係情報又は中国残留邦人等支 援給付等関係情報であつて規則 で定めるもの